

論文の内容の要旨

氏名：菅 原 遼

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：水辺の社会実験から見た水辺の市民開放施策に関する研究

近年、水辺と人間の関係性の再構築が重要視され、身近な水辺との親和性を高めるための取り組みが全国各地で実施されてきている。こうした中で、従来まで利用が限定されていた都市部を流れる河川・運河では、民間事業者の営利活動を可能とする規制緩和が図られることで、水辺空間の賑わい創出を意図した取り組みが進められており、国土交通省が策定した「河川敷地占用許可準則の特例措置(2004年)」や東京都港湾局が策定した「運河ルネサンス事業(2005年)」では、区域指定を受けた河川・運河における水辺のオープンカフェやイベント事業等が実験的に実施されている。こうした河川・運河の活用に向けた試みである「水辺の社会実験」を通じて、都市部の水辺を新たな都市環境として位置付けることで、水辺を市民・住民に開放していくための方策が模索されている。

水辺の社会実験の事業評価に関しては、既往の調査研究及び行政資料に基づく個別の事例評価に留まっており、各事例の横断的な比較検討による事業評価は行われていない。一方、都市部の水辺は、権利関係や空間構成において複雑な空間構造を有しており、水辺利用に係わる主体も多様化しているため、水辺の社会実験に見られる一連の取り組みを実験に留めることなく、水辺の社会実験の全体像を概観し、事例間の比較検討による事業評価を行う必要がある。また、水辺の市民開放に向けた検討事項として、①地域性を考慮した水辺の利用法、②地域内の連携体制のあり方、③背後地域との関係性の観点から、水辺の社会実験の事業評価をフィードバックしていくことで、水辺の市民開放に向けた空間整備及び体制構築のあり方を検討していくことが重要となる。

都市部の水辺においては、場所毎の水辺の利用方法や価値観の多様化に伴う人々の係り方の度合いの違いが見られ、係り方の度合いに応じた個々の社会圏域が存在していることが考えられる。本研究では、こうした都市部の水辺を媒介とした段階的な社会圏域(親水圏域)を「親水社会圏」と仮定し、都市部の水辺と人間の係り方の度合いに応じた三段階の親水圏域(一次親水圏～三次親水圏)に区分することで、水辺の社会実験の事業評価を通じて親水社会圏の実証・検討を行い、それに基づき、水辺の市民開放に向けた要件整理を行うことを最終的な目標としている。

本論は全6章から構成しており、各章の概要は以下の通りである。

まず第1章では、序論として上述した研究背景及び視点を示すとともに、既往研究に関して“水辺の社会実験の事業評価に関する研究”“水辺を媒介とした地域社会形成に関する研究”“公共空間活用に向けた連携体制構築に関する研究”の整理を通じて本研究を位置付けた。また、都市部の水辺と人間の係り方の度合いに応じた段階的な社会圏域(親水圏域)を「親水社会圏」と仮定し、水辺の社会実験の事業評価を通じた親水社会圏の実証・検討に基づく水辺の市民開放に向けた要件整理を本研究の目的として位置付けた。

第2章では、道路、都市公園、河川、運河等の公共空間の活用に向けた規制緩和措置に着目し、行政資料や既往研究に基づく文献調査を行うことで各種公共空間に関する規制緩和措置の動向を整理した。次いで、河川と運河における水辺の社会実験に関して、規制緩和措置に基づく事業経緯や緩和要件を把握し、相互比較を行うことで、水辺の社会実験の事例分析を行う上での基礎的情報を整理した。

第3章では、河川の社会実験が実施されている全国19都市を対象に、文献調査や現地調査、管理者及び事業者に対するインタビュー形式によるヒアリング調査を実施することで、河川区域の利用状況を把握し、各事例の空間構成及び事業スキームを捉えることで、事例間の横断的な比較検討による河川の社会実験の事業評価を行った。河川の実験を事業内容毎に整理すると、19都市24事例に分類でき、これら24事例に関して、機能用途や立地性から見た河川区域の利用状況を把握した。また、空間構成における事例間の比較検討を通じて、空間構成パターンや河川区域の幅員と設置施設の関係性について検証した。さらに、主に「管理者-協議会-事業者」で構成されている事業スキームに関しては、占用主体の担い手や占用形態と事業スキームの関係性について検証した。

その結果、河川の社会実験は、都市部から郊外までの河川全般で実施され、都市部の河川では主に商業的利用、郊外の河川では広大な河川空間を生かしたレクリエーション利用や農業利用がなされる

ことで、場所毎の水辺の価値が再評価されてきていた。こうした水辺毎の地域特性を反映した事業展開がなされることで、水辺の場所性を考慮した利用法が模索されていた。特に都市部では、事業場所が限定的な河川空間に対して施設(媒体)を導入することにより、都市環境における親水性を享受できる場を拡張し、河川空間の賑わい創出や水辺と市街地の一体化を促進していることを示した。また、地域内の連携体制構築については、多様な主体に係わる河川利用において、「行政-市民」間の連携を促進させるための仲介的役割として、協議会や事業者協議会等の地縁的な繋がりによって構成された「中間的組織」が組織されることで、河川利用を展開していく上で必要となる許認可手続きや事業者の公募選定、河川利用ルールの策定・指導等を行う担い手が構築されてきていることを示した。

第4章では、運河の社会実験が実施されている東京都臨海部の5地区を対象に、文献調査や現地調査、管理者及び協議会に対するインタビュー形式によるヒアリング調査を実施することで、運河の利用実態を把握し、利用状況及び実施体制の観点から事例間の比較検討を行い、組織・団体間の運河利用への係り方の度合いを捉えた。

その結果、運河の社会実験では、地区毎に事業構造や実施状況は異なるものの、運河の空間構造や周辺環境を考慮した独自の水辺づくりを展開していた。実施体制については、地域主体による事業実施を推進しているものの、協議会が事業主体となる体制づくりのため、地域内のコーディネートが図れておらず、継続的な事業実施が困難となっている事例が見られた。また、運河空間整備や事業の活動原資の確保に対する行政支援は行われておらず、事業者の継続的な事業実施に向けた運営基盤が必ずしも整っていない状況が見受けられた。一方、運河の社会実験を通じて水辺利用を媒介とした地域内の地縁的な繋がりが構築されているだけでなく、テーマ型組織による水辺利用・管理への参加や地縁型組織の係わりが見られた。その結果、運河の社会実験では、現状、運河ルネサンス協議会が直接的に事業を推進する「協議会主体型」の実施体制のため、事業実施における関係者間の意見調整や申請手続き、施設の利用・管理運営、新規事業者参入のための仕組みづくりを担う「地域のコーディネーター」が不在の状態といえ、今後は、地区毎の運河ルネサンス協議会が中心となって地域内をコーディネートする「地域主導-行政参加型」の実施体制に移行していく必要があることを示した。

第5章では、水辺の社会実験における水辺の利用実態を通じて親水社会圏の概念の実証・検討を行った。水辺の社会実験には、都市部の水辺と人間の段階的な係り方が見られ、一次親水圏では、水辺との地縁的な係わりから水辺利用を展開している自治会・商店会・地元企業等の「地縁型組織」による水辺との係り方が見られた。二次親水圏では、NPO団体や市民団体、大学等の水辺との地縁的な繋がりは薄いものの、水辺利用に関するテーマ性を有した組織・団体による水辺との係り方が見られた。三次親水圏では、一次・二次親水圏による水辺利用の機会を通じて、市民的・イベント的な水辺利用による係り方が見られた。こうした水辺の社会実験の事業評価を踏まえ、①地域性を考慮した水辺の利用法、②地域内の連携体制のあり方、③背後地域との関係性の観点から、親水社会圏を考慮した上での水辺の市民開放に向けた要件を整理した。

①地域性を考慮した水辺の利用法

水辺の社会実験では、地域毎の水辺の持つ文脈を考慮した事業が展開されており、地縁型組織による水辺利用に関する事業実施が促進されているとともに、水辺利用を介して地縁型組織やテーマ型組織に係わることで、地域独自の水辺利用がなされていた。そうした点から、都市部の水辺の地縁性(一次親水圏)を考慮した空間整備や体制構築が重要であることを示した。

②地域内の連携体制のあり方

多様な主体に係わる水辺の社会実験では、水辺利用に係わる地縁型組織やテーマ型組織が主体となった「中間的組織」によって地域内の意見調整や水辺利用のルール策定等がなされていた。そうした点から、地域(一次親水圏)をコーディネートする「中間的組織」の構築が重要であり、「中間的組織」が核となり水辺利用を促進することで、一次・二次親水圏に係わる人々を水辺のまちづくりに導入していく体制構築が重要であることを示した。

③背後地域との関係性

水辺の市民開放のための水辺の地縁性(一次親水圏)の構築に向けた「空間面・土地利用面・制度面」における背後地域との関係性の構築の重要性を示し、継続的な水辺利用・管理運営を支えるための仕組みづくりが重要であることを示した。

第6章では、結論として、まず第2章から第5章までの結果を要約して述べた後、序論に示した親水社会圏の概念及び水辺の市民開放の検討事項を踏まえ総括した。